

## 下水道について

開発行為及び建築確認申請をしようとする前に、下水道本管や公共ますなどの設置状況について、ご確認・相談をお願いしています。

- 開発行為及び建築確認の申請にあたり、汚水処理について、下水道等が使用できる区域等の確認を、下水道課排水設備係で直接ご確認ください。

(市内には、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の、それぞれの排水処理区域があり、また地形的な判断もある為、間違いが無いよう下水道台帳を見て確認していただきます。お手数ですが来庁をお願いします。また回答にお時間をいただく場合があります。)

建物の解体、撤去に伴う排水設備、公共ます等の取り扱いについて

- 建物解体や建て替え時に、既存の排水設備を全て撤去する場合は、あらかじめ公共下水道使用廃止届の提出を下水道課へお願いします。(下水道使用料金の請求を止められます)公共ます又は公共ますの直近で止水及び土砂流入防止の措置および、公共ますも破損することのないよう防護措置をお願いしています。(工事の前、後の写真要提出)工事方法等は、事前に下水道課又は飯田市下水道排水設備指定工事店へご相談ください。

雨水タンク、浸透ます等の設置について

- 環境文化都市の取り組みとして、雨水の再利用を行うとともに貯留浸透による流出抑制を市民の皆様と一体で進めるため、これから雨水貯留槽及び雨水浸透柵の設置を行う場合に設置費の一部を補助する制度があります。

<https://www.city.iida.lg.jp/site/jougesuido/usui-hojo.html>

制度の内容についての問い合わせ、申請書の提出は下水道課排水設備係へお願いします。

問い合わせ先

下水道課 排水設備係 電話 22-4511 内線 2286